



# 他人の著作物を使うときに確認すること

他人の著作物を使うときは、基本的に「著作権者」の許可が必要です。まずは、ここから説明する「許可取り前のチェック」を確認しましょう。

## 1 許可取り前のチェック 使いたい作品は日本で保護されている著作物?

著作物の利用方法については、各国の「著作権法」で定められています。ただ海外の作品でも日本で利用する場合は、日本の著作権法に従うことになっています。日本で保護されている著作物とは右の項目のものです。実際に国内で流通している著作物のほとんどは、右のどれかにあてはまるので保護対象と考えるといいでしょう。

## 日本で保護されている著作物とは

日本国民が作った著作物



日本で最初に発行された著作物



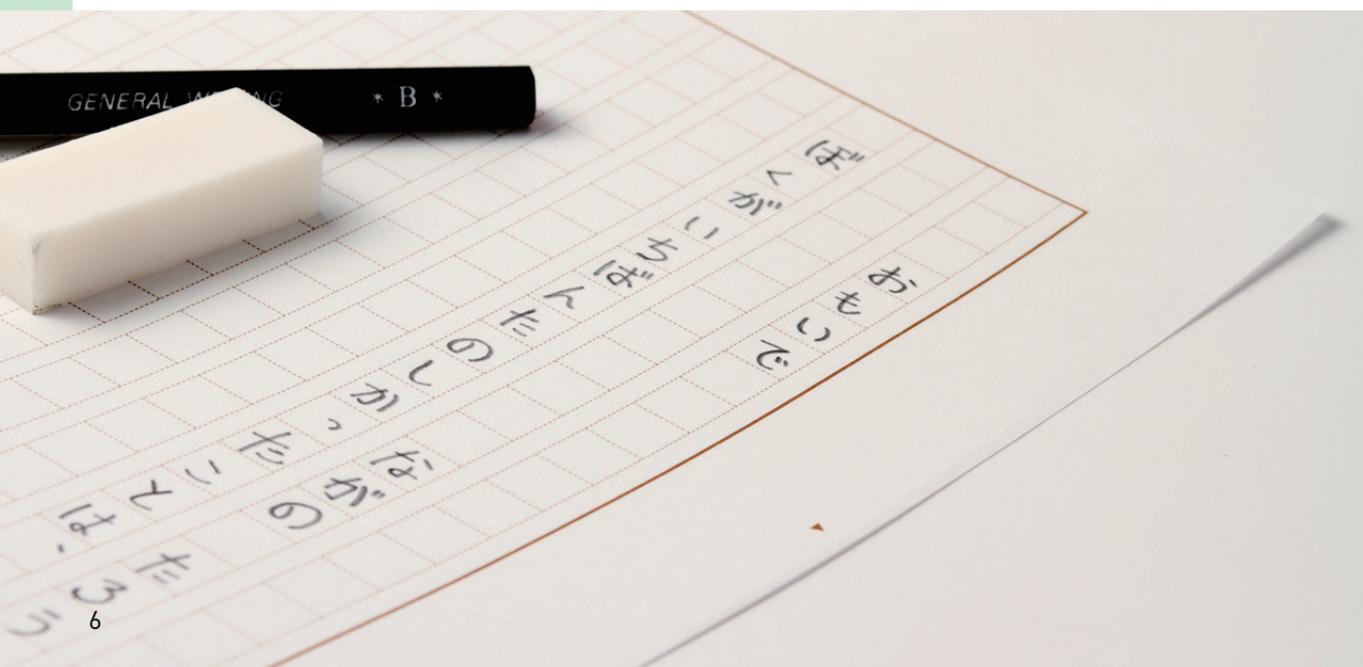
条約によって日本が保護する義務をもつ著作物



著作権に関する条約「ベルヌ条約」「万国著作権条約」などの加盟国の著作物。ほとんどの国の著作物はこれにあたります

ちなみに8ページ以降で説明するのは、公開されている他人の著作物を利用する場合の手順です。単なる事実やデータ、著作物のアイデア、だれでも考えつくようなありふれたもの、他人の模倣品、工業製品などは著作物ではないということも再確認しておきましょう(くわしくは、1巻6~9、29ページ参照)。

日本で保護されている著作物の場合は、8ページに進みます。あてはまらない場合は、原則として許可を取らずに利用できます。





# 著作物利用のための許可をもらおう

11ページまでのどのケースにもあてはまらなければ、権利をもつ人に連絡して許可を取ること、著作物を利用することが可能になります。そのため、使いたい著作物の著作権をもっている人がだれなのか調べなければなりません。こうした権利をもっている人のことを「著作権者」とよびます。

著作権者がすぐわかる場合はいいのですが、だれだかわからないこともあるでしょう。また、権利者が複数いる場合は、それらすべての許可が必要となります。そこで、だれが権利をもっていて、どこに連絡すればいいのかを確認することが最初に必要です。

出版物(本)や音楽CDなどの場合は出版社やレコード会社などを通じて、著作者や実演家(著作物を広めた人などの権利・著作隣接権を所有)

などの著作権者の許可を取るという手段があります。ここからは、出版物を例に、その手順について説明します。

※現在、ほとんどの日本の出版社は著作権をもたず、利用許諾権限もありません。著作権者へ連絡を取る役割を担っている状況です。

## 著作物利用の申請の流れ(出版物の例)

1 使いたい本を発行している出版社の連絡先を調べます。本の一番後ろのページなどにある奥付に連絡先はのっていますが、ホームページに著作物の利用について説明していることも多いので、まずはその出版社のホームページを確認しましょう。

2 ホームページの「お問い合わせ」や「よくある質問」などに、著作物の利用についての説明ページがあります。著作物を利用する際の連絡先がのっている場合もあれば、そのページから利用の申請ができたり、利用許可申請書のダウンロードができたりする場合もあります。各出版社の示す手順に沿って申請をしましょう。とくに案内がない場合は、メールなどで問い合わせましょう。そのときに、日本書籍出版協会のホームページから「著作物利用許可申請書」を用意しておくといいでしょう。

● 著作物利用許可申請書ダウンロード先

<https://www.jbpa.or.jp/pdf/guideline/p4.pdf>

### 許可を取るために整理しておくといいこと

- 利用する著作物の書名・作者名・出版社名
- 利用する著作物とその範囲 (著作物全部なのか、どの箇所なのかなど)
- 利用する人 ● 利用の目的 ● 利用の方法
- 入場料や謝礼などの有無 ● 利用予定日や期間(回数)

著作物をどう扱うか事前に整理しておくといいんだね



14ページへ続く





# 許可を取らないと どうなるの？

著作権法で定められている著作者の権利のうちの1つ、著作者人格権は、著作物をとおして表現された著作者の人格を守るものです。著作者人格権にもとづき、以下のような行為はやめましょう。

- 著作者の了解なしにみんなに見せる
- 著作者の了解なしに著作者の名前を変える
- 著作者の了解なしに作品を変える

著作者の権利のうちのもう1つ、著作権(財産権)は次のようなことを保護しています。

## 著作権を侵害すると

刑事罰

- 10年以下の懲役または1,000万円以下の罰金(親告罪※、併科※も可)
- 法人の場合は3億円以下の罰金

民事

- 現在または今後の侵害を防ぐための差止請求が可能
- 損害賠償の請求が可能
- 不当な利益の返還請求が可能
- 名誉回復などの措置の請求が可能

著作権者から許可を取らずに利用すると、罰則の対象になったり、損害の賠償を求められたりします



※親告罪：告訴をしなければ、犯罪者を罪に問うことができない罪。  
親告罪の場合、検察官が起訴するためには被害者の告訴が必要。  
※併科：懲役と罰金の2つ以上の刑罰を同時に科すこと。

- 作品を複製することを制限する(複製権)
- 多くの人に伝達することを管理する(公衆送信権・公の伝達権)
- 二次的著作物を管理する(二次的著作物の利用権)

※上記のほか、著作権(財産権)では、上演権・演奏権、上映権、口述権、展示権、頒布権、譲渡権、貸与権、翻訳権・翻案権が守られます。  
※著作権(財産権)は他人にゆずりわたすことが可能です。ゆずられた人が著作権者になります。

私たちが他人の著作物を利用する際に使用料を支払うのは、著作者の財産となる権利を守るため、さらには著作者の今後の創作活動を守るためです。そのため、許可を取らずに著作物を使ったり、改変したり、勝手に多くの人に公開したりすることは、基本的に「著作権侵害」となります。著作権を侵害した人は、逮捕されて大きな罰金刑や懲役刑が科せられたり、損害賠償を請求されたりすることがあります。

## 著作権を侵害する海賊版の問題

現在の著作権法は1971年から施行されていますが、その頃、多くの人には利用者として、著作物を使ったり楽しんだりする立場でした。ところが

